

## 令和8年度 入札・契約制度の変更点

更新日 令和8年4月7日

- 建設業の働き方改革により建設工事における週休2日の取得を推進するため、令和6年度より当初から必要経費を補正した積算（発注者指定型）での発注を原則としています。  
令和8年度も過年度と同様に、香川県週休2日工事実施要領（建築一式は営繕編）を準用した取り扱いとしますので、達成が確認できない場合は減額変更の対象となります。  
詳しくは各監督職員にご確認ください。
  
- 公共工事標準請負契約約款及び香川県工事請負契約約款の一部改正に併せ、観音寺市工事請負契約約款の一部を改正しました。  
令和8年4月1日以降に本市と契約締結する建設工事については、改正後の約款をご利用ください。
  
- 下請通知書及び下請変更通知書について、様式を変更しました。新様式は市ホームページ内「入札・契約関係様式集」にありますので、ご参照ください。
  
- 令和8年4月1日以降に契約する案件より、契約保証及び前払金保証等について、電子証書の取り扱いを開始します。詳細は市ホームページ内「契約保証及び前払金保証の電子化について」をご覧ください。  
なお、紙による証書（証券）、現金納付等の契約保証も従来どおり取り扱います。
  
- 中間検査の対象となる工事の金額を、次のとおり変更します。
  - ・ 建設工事 請負代金額 3,500 万円以上 → 請負代金額 4,500 万円以上
  - ・ 建築工事 請負代金額 7,000 万円以上 → 請負代金額 9,000 万円以上

- 令和6年度から発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務は、「かがわ電子入札システム」による電子入札にて執行しています。  
令和7年度以降については、観音寺市電子入札運用基準 11(1)のアからウまでのいずれかに該当しない限り、当初から紙による入札参加は原則認めませんのでご注意ください。
  
- 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴い、本市においても改正された率を適用します。

政府契約の支払防止等に関する法律  
(令和8年4月1日から年3.0パーセント)

- 落札者の事務負担軽減のため、令和8年4月1日以降に契約する案件より、これまで契約時に提出を求めていた「課税・免税事業者届出書」を不要とします。